

緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）

事業目的・概要

- 経済情勢の変化等外部要因により一時的に業況の悪化を来している中小企業者等に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。
- 「地域経済対策枠」は、地域経済に大きな影響を及ぼすと認められる場合に、知事が事象を指定することで、取扱いが開始されます。
- 中東情勢の影響を受ける中小企業者等の資金繰り支援を行うため、「令和8年3月原油価格上昇等による経済変動」を事象指定しました。
- **令和8年7月13日（月）保証協会申込分から、信用保証料を2分の1相当を引き下げます。**

融資の対象	中東情勢の影響が生じている中小企業者等で次のいずれかに該当するもの (イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること (ロ) 最近1か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれること (ハ) 最近3か月間の月平均売上高総利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること (ニ) 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること																																								
融資限度額	一企業等 8,000万円																																								
資金使途	運転資金及び設備資金 (ただし、設備資金は、売上維持・回復につながる既存設備の変更などの場合に限る。)																																								
利率	1.85%																																								
償還期間	運転資金:10年以内(据置 2年以内)、 設備資金:10年以内(据置 2年以内)																																								
保証料	○令和8年7月13日(月)保証協会申込分から <table><tr><th>区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>現行の保証料率(%)</td><td>1.59</td><td>1.45</td><td>1.35</td><td>1.25</td><td>1.10</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr><tr><td>県補助率(%)</td><td>0.79</td><td>0.72</td><td>0.67</td><td>0.62</td><td>0.55</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.22</td></tr><tr><td>事業者負担(%)</td><td>0.80</td><td>0.73</td><td>0.68</td><td>0.63</td><td>0.55</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></table> ・一般保証による (※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	現行の保証料率(%)	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	県補助率(%)	0.79	0.72	0.67	0.62	0.55	0.50	0.40	0.30	0.22	事業者負担(%)	0.80	0.73	0.68	0.63	0.55	0.50	0.40	0.30	0.23
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
現行の保証料率(%)	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45																																
県補助率(%)	0.79	0.72	0.67	0.62	0.55	0.50	0.40	0.30	0.22																																
事業者負担(%)	0.80	0.73	0.68	0.63	0.55	0.50	0.40	0.30	0.23																																
保証人	必要に応じて徴求。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要																																								
担保	必要に応じて徴求																																								
取扱期間	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)保証協会申込分まで																																								
その他	融資申込時に、様式第3号「緊急経済変動対策資金資格要件確認書」を取扱金融機関に提出																																								
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫																																								

手続きの流れ

①取扱金融機関へ
融資の申込み
【中小事業者】

②審査
【保証協会】

③融資実行
【金融機関】

お問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部
商工金融課(商工金融班)
電話:022-211-2744

【260713】

緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）「令和8年3月原油価格上昇等による経済変動」 Q & A

Q 1 申込みに必要な書類を教えてください。

- A : 取扱金融機関及び信用保証協会の所定の申込書類のほか、緊急経済変動対策資金の資格要件確認書の提出が必要です。また、資格要件確認書に記入いただいた数値を確認できる資料（試算表、売上台帳等）も添付し、金融機関へ提出してください。
緊急経済変動対策資金資格要件確認書は、以下URLからダウンロードしてください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

Q 2 先月の売上が未集計です。先々月からの3か月間を前年同期と比較してもよいのか。

- A : 未集計の場合に限り、最大で3か月程度を目安として遡ることを可能とします。
ただし、地域経済対策枠の場合で、「令和8年3月原油価格上昇等による経済変動」は令和8年3月以後の3か月となります。
例えば、令和8年7月申込みの場合、最近3か月間は4～6月となりますが、6月分が未集計の場合、3～5月分の売上高を採用することが可能です。

Q 3 創業して間もないため、前年の売上高等との比較ができない場合、融資対象となりますか。

- A : 前年同期との比較ができないため、融資の対象外となります。県制度の他の資金利用を御検討ください。

Q 4 既に県制度の他の資金を利用していますが、本資金を利用できますか。

- A : 他の資金を利用されている場合であっても、本資金の申込みは可能です。ただし、実際の融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会による審査がありますので、まずは、取扱金融機関へ御相談ください。

Q 5 設備資金として利用することはできますか。

- A : 売上維持・回復につながる既存設備の入れ替えを想定しており、例えば、老朽化した設備等の更新や生産性向上が図られる設備等への買い替えに限られます。
事業拡大を目的とする設備の新設や増設等に利用することはできません。

Q 6 最近3か月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していないが、前々年同期であれば5%減少している。前々年同期との比較でもよいのか。

- A : 融資の対象（イ）は、前年同期との比較に限りしますので、前々年同期との比較は認められません。融資の対象（ロ）～（ニ）のいずれかの要件に当てはまるかどうか御確認ください（いずれの要件にも当てはまらない場合は、融資対象外となります。一般枠又は県制度の他の資金利用を御検討ください。）。
なお、売上高等とは、売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）をいいます。

Q 7 最近3か月間の月平均売上高総利益率、月平均売上高営業利益率はどのように算出するのか。

- A : 融資の対象（ハ）の最近3か月間の売上高総利益率は、最近3か月の各月の売上高及び売上総利益の合計を用いて算出します。
$$\text{最近3か月間の売上高総利益率} = \frac{\text{最近3か月間の売上総利益}}{\text{最近3か月の売上高}} \times 100$$

また、融資の対象（ニ）の売上高営業利益率の場合は、以下のとおりです。
$$\text{最近3か月間の売上高営業利益率} = \frac{\text{最近3か月間の営業利益}}{\text{最近3か月の売上高}} \times 100$$

よって、最近3か月の各月の売上高総利益率（または売上高営業利益率）の平均値ではありません。

Q 8 指定された事象により影響を受けていることをどのように示せばよいのか。

- A : 資格要件確認書に、指定された事象により、いつごろから、どのような影響が生じているか等を記入してください。
例：当社は、〇〇製造（販売）を行っているが、中東情勢の影響により、令和8年〇月頃からの主原料である〇〇の資材調達が極めて困難な状況に陥っており、売上が〇%減少している。
例：当社は、中東情勢の影響による石油由来製品の価格高騰に直面しており、一部価格転嫁を進めたことで売上高は増加しているものの、想定を超える〇〇などの資材が高騰しているため、利益率が〇%減少している。

Q 9 以前からの原材料価格の高騰により、資金繰りに影響が出ていますが利用できますか。

- A : 地域経済対策枠は、指定された事象により売上高等や利益率が減少していることの要件を満たさなければなりません。該当しない場合は、県制度の他の資金の利用を御検討ください。